改正案	現行	備考
航空障害灯／昼間障害標識の設置等に関する 解　説　・　実　施　要　領 令和7年5月 国土交通省航空局 交通管制部 管制技術課 航空灯火・電気技術室	航空障害灯／昼間障害標識の設置等に関する 解　説　・　実　施　要　領 令和7年3月 国土交通省航空局 交通管制部 管制技術課 航空灯火・電気技術室	本文中の赤字下線が変更箇所になります。

改正案	現行	備考

改正等一覧表

追録番号	適用年月日	番　　号	備　　考
	平成１５年１２月２５日	国空保第４１２号	制　　定
１	平成１７年　８月１７日	国空保第２０２号	一部改正
２	平成１８年　６月１４日	国空保第　８７号	一部改正
３	平成１９年１２月　５日	国空保第３３９号	一部改正
４	平成２０年１０月３０日	国空保第３８３号	一部改正
５	平成２１年１０月３０日	国空保第３８９号	一部改正
６	平成２３年　７月　１日	国空保第１７１号	一部改正
７	平成２４年　４月　６日	国空交企第５１３号	一部改正
８	平成２５年　３月　４日	国空交企第５９３号	一部改正
９	平成２６年　１月１７日	国空交企第４８９号	一部改正
１０	平成２７年　３月２７日	国空交企第６６６号	一部修正
１１	平成３０年　３月２７日	国空管技第７０２号	一部改正
１２	令和　元年　８月１３日	国空管技第１６８号	一部改正
１３	令和　３年　４月　１日	国空管技第８８９号	一部改正
１４	令和　４年　３月３１日	国空管技第７７０号	一部改正

改正等一覧表

追録番号	適用年月日	番　　号	備　　考
	平成１５年１２月２５日	国空保第４１２号	制　　定
１	平成１７年　８月１７日	国空保第２０２号	一部改正
２	平成１８年　６月１４日	国空保第　８７号	一部改正
３	平成１９年１２月　５日	国空保第３３９号	一部改正
４	平成２０年１０月３０日	国空保第３８３号	一部改正
５	平成２１年１０月３０日	国空保第３８９号	一部改正
６	平成２３年　７月　１日	国空保第１７１号	一部改正
７	平成２４年　４月　６日	国空交企第５１３号	一部改正
８	平成２５年　３月　４日	国空交企第５９３号	一部改正
９	平成２６年　１月１７日	国空交企第４８９号	一部改正
１０	平成２７年　３月２７日	国空交企第６６６号	一部修正
１１	平成３０年　３月２７日	国空管技第７０２号	一部改正
１２	令和　元年　８月１３日	国空管技第１６８号	一部改正
１３	令和　３年　４月　１日	国空管技第８８９号	一部改正
１４	令和　４年　３月３１日	国空管技第７７０号	一部改正

改正案	現行	備考

改正案

１５	令和　４年１１月２２日	国空管技４７６号	一部改正
１６	令和　５年１２月２７日	国空管技５３５号	一部改正
１７	令和　７年　３月３１日	国空管技９０６号	一部改正
１８	令和　７年　５月　１日	国空管技第６０号	一部改正

航空障害灯／昼間障害標識の設置等に関する解説・実施要領

目　次

（略）

第１章　～　第４章

（略）

第５章　航空障害灯／昼間障害標識の種類、設置方法、省略等窓口

航空障害灯／昼間障害標識の種類、使用用途、設置位置、設置される各段の灯器数、設置時の仰角等は、次のとおりとなっています。

（１）～（２）　（略）

（３）昼間障害標識の設置方法

昼間障害標識の設置の仕方は、物件種別により標示方法（塗色、旗、標示物）が異なります。また、対象物件の形状や立地状況（周辺物件との関係）等によって、これら標識の省略等が一部可能となります。その概要については、次のとおりとなっています。

①　塗色

（略）

②　旗

（略）

③　標示物（球形標示物）

告示で定める架空線には、直径０．５m以上の球形で、赤又は黄赤の一色である標示物と白の一色の標示物を交互に４５mの等間隔に設置する必要があります。

図 5-14　球形標示物　（略）

なお、支持物件に高光度航空障害灯又は中光度白色航空障害灯を設置した場合は、昼間障害標識の設置が不要になります。

球形標示物による昼間障害標識を設置することが物件の構造上の理由により困難な場合は、高光度白色閃光灯（高光度航空障害灯と同等の機能を有する閃光灯をいう。以下同じ。）又は中光度白色閃光灯（中光度白色航空障害灯と同等の機能を有する閃光灯をいう。

現行

１５	令和　４年１１月２２日	国空管技４７６号	一部改正
１６	令和　５年１２月２７日	国空管技５３５号	一部改正
１７	令和　７年　３月３１日	国空管技９０６号	一部改正

航空障害灯／昼間障害標識の設置等に関する解説・実施要領

目　次

（略）

第１章　～　第４章

（略）

第５章　航空障害灯／昼間障害標識の種類、設置方法、省略等窓口

航空障害灯／昼間障害標識の種類、使用用途、設置位置、設置される各段の灯器数、設置時の仰角等は、次のとおりとなっています。

（１）～（２）　（略）

（３）昼間障害標識の設置方法

昼間障害標識の設置の仕方は、物件種別により標示方法（塗色、旗、標示物）が異なります。また、対象物件の形状や立地状況（周辺物件との関係）等によって、これら標識の省略等が一部可能となります。その概要については、次のとおりとなっています。

①　塗色

（略）

②　旗

（略）

③　標示物（球形標示物）

告示で定める架空線には、直径０．５m以上の球形で、赤又は黄赤の一色である標示物と白の一色の標示物を交互に４５mの等間隔に設置する必要があります。

図 5-14　球形標示物　（略）

なお、支持物件に高光度航空障害灯又は中光度白色航空障害灯を設置した場合は、昼間障害標識の設置が不要になります。

球形標示物による昼間障害標識を設置することが物件の構造上の理由により困難な場合は、高光度白色閃光灯（高光度航空障害灯と同等の機能を有する閃光灯をいう。以下同じ。）又は中光度白色閃光灯（中光度白色航空障害灯と同等の機能を有する閃光灯をいう。

<table>
<tr><th>改正案</th><th>現行</th><th>備考</th></tr>
<tr>
<td>
以下同じ。）と特定塗色（黄赤と白の７等分塗色され、かつ、視認可能範囲が全て塗色されていること。以下同じ。）と球形標示物を組み合わせた図５－１５から図５－１８とおりとなっています。
なお、図５－１５「両端の支持物件の水平間隔が７００m以下の場合の具体例」のⅠ及びⅡの場合は、付録１２の「支持物件海抜高低差と水平方向支持物件間隔一覧表」の範囲に従い設置することとなります。

両端の支持物件の水平間隔が 700m 以下の場合の具体例
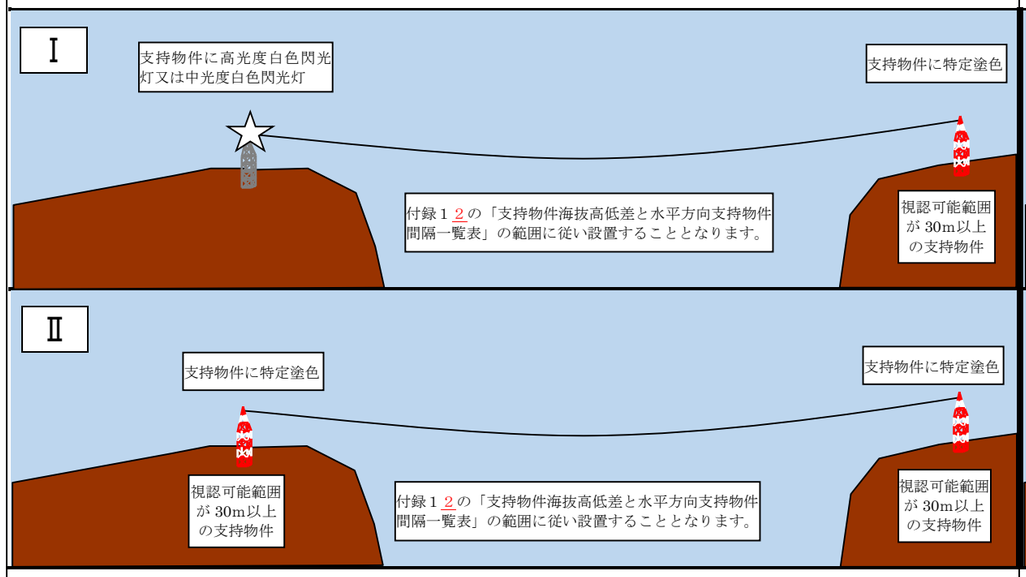

上記Ⅰ及びⅡが構造上又は技術的に困難な場合は以下の①～⑥のとおりとなっています。
図５－１５　両端の支持物件の水平間隔が 700m 以下の場合の具体例（その 1）（略）
図５－１６　両端の支持物件の水平間隔が 700m 以下の場合の具体例（その 2）（略）

両端の支持物件の水平間隔が 700m を超える場合の具体例
（略）
（４）～（６）　（略）

第６章　～　第８章
（略）
</td>
<td>
以下同じ。）と特定塗色（黄赤と白の７等分塗色され、かつ、視認可能範囲が全て塗色されていること。以下同じ。）と球形標示物を組み合わせた図５－１５から図５－１８とおりとなっています。
なお、図５－１５「両端の支持物件の水平間隔が７００m以下の場合の具体例」のⅠ及びⅡの場合は、付録１２の「支持物件海抜高低差と水平方向支持物件間隔一覧表」の範囲に従い設置することとなります。

両端の支持物件の水平間隔が 700m 以下の場合の具体例
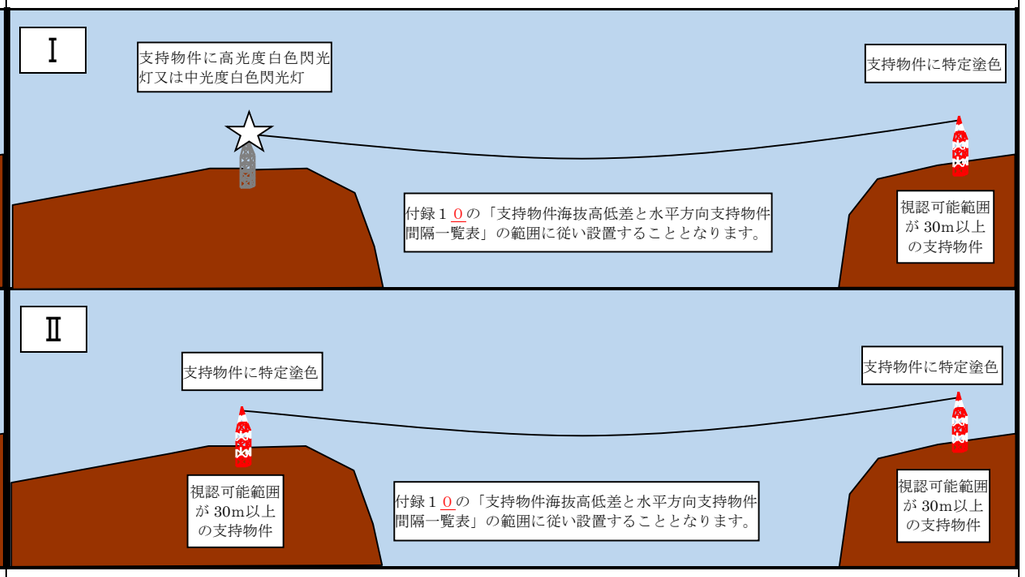

上記Ⅰ及びⅡが構造上又は技術的に困難な場合は以下の①～⑥のとおりとなっています。
図５－１５　両端の支持物件の水平間隔が 700m 以下の場合の具体例（その 1）（略）
図５－１６　両端の支持物件の水平間隔が 700m 以下の場合の具体例（その 2）（略）

両端の支持物件の水平間隔が 700m を超える場合の具体例
（略）
（４）～（６）　（略）

第６章　～　第８章
（略）
</td>
<td>付録番号の誤記修正

付録番号の誤記修正</td>
</tr>
</table>

改正案	現行	備考
第９章　　窓口	第９章　　窓口	
（１）　航空障害灯／昼間障害標識の設置等に関する連絡・相談窓口 　航空障害灯／昼間障害標識の設置等に関する連絡・相談は、以下の窓口へご連絡ください。	（１）　航空障害灯／昼間障害標識の設置等に関する連絡・相談窓口 　航空障害灯／昼間障害標識の設置等に関する連絡・相談は、以下の窓口へご連絡ください。	
○東京航空局保安部航空灯火･電気技術課	○東京航空局保安部航空灯火･電気技術課　監理係	係名削除
【静岡県－長野県－新潟県以東の物件（ただし、空港等周辺を除く）】 TEL　０３－５２７５－９２９６ FAX　０３－３２２１－６２３５ URL　http://www.cab.mlit.go.jp/tcab/ 受付時間　09：30～12：00、13：00～17：00（休日を除く月曜日から金曜日）	【静岡県－長野県－新潟県以東の物件（ただし、空港等周辺を除く）】 TEL　０３－５２７５－９２９６ FAX　０３－３２２１－６２３５ ＨＰ　http://www.cab.mlit.go.jp/tcab/ 受付時間　09：30～12：00、13：00～17：00（休日を除く月曜日から金曜日）	用語修正
○大阪航空局保安部航空灯火･電気技術課	○大阪航空局保安部航空灯火･電気技術課　指導第一係	係名削除
【愛知県－岐阜県－富山県以西の物件（ただし、空港等周辺を除く）】 TEL　０６－６９３７－２７６６ FAX　０６－６９３７－２７８９ URL　https://www.cab.mlit.go.jp/wcab 受付時間　09：00～12：00、13：00～17：00（休日を除く月曜日から金曜日）	【愛知県－岐阜県－富山県以西の物件（ただし、空港等周辺を除く）】 TEL　０６－６９３７－２７６６ FAX　０６－６９３７－２７８９ ＨＰ　https://www.cab.mlit.go.jp/wcab 受付時間　09：00～12：00、13：00～17：00（休日を除く月曜日から金曜日）	用語修正
（２）　空港等の周辺における設置等に関する確認 　空港等の周辺において物件等を設置しようとする場合は、事前に以下の各ウェブサイトに記載されている当該空港の連絡先にお問い合せのうえ、物件等と制限表面との関係をご確認ください。 　なお、丘珠、三沢、百里、小松、美保、岩国、徳島空港については、防衛省の管理となるため、防衛省の窓口にお問い合わせいただきますようお願いします。	（２）　空港等の周辺における設置等に関する確認 　空港等の周辺において物件等を設置しようとする場合は、事前に以下の各ホームページに記載されている当該空港の連絡先にお問い合せのうえ、物件等と制限表面との関係をご確認ください。 　なお、丘珠、三沢、百里、小松、美保、岩国、徳島空港については、防衛省の管理となるため、防衛省の窓口にお問い合わせいただきますようお願いします。	用語修正
○新千歳、稚内、函館、釧路、仙台、東京国際、新潟空港について 東京航空局ウェブサイト「空港周辺における建物等設置の制限」 http://www.cab.mlit.go.jp/tcab/restriction/02.html	○新千歳、稚内、函館、釧路、仙台、東京国際、新潟空港について 東京航空局ホームページ「空港周辺における建物等設置の制限」 http://www.cab.mlit.go.jp/tcab/restriction/02.html	用語修正
○八尾、広島、高松、松山、高知、福岡、北九州、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、那覇空港について 大阪航空局ウェブサイト「空港周辺における建物等設置の制限」 https://www.cab.mlit.go.jp/wcab/measure/restriction.html	○八尾、広島、高松、松山、高知、福岡、北九州、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、那覇空港について 大阪航空局ホームページ「空港周辺における建物等設置の制限」 https://www.cab.mlit.go.jp/wcab/measure/restriction.html	用語修正

改正案	現行	備考
○上記以外の空港、ヘリポート等について 航空局ウェブサイト「空港等設置管理者及び空域を管轄する機関の連絡先について」 http://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000004.html	○上記以外の空港、ヘリポート等について 航空局ホームページ「空港等設置管理者及び空域を管轄する機関の連絡先について」 http://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000004.html	用語修正
（３）　航空障害灯／昼間障害標識の管理に関する連絡・相談窓口 航空障害灯／昼間障害標識の管理等に関する連絡・相談は、別添１の「空港事務所一覧表」に記載されています各空港事務所までご連絡ください。なお、設置場所による管轄区域がありますのでご注意ください。 また、設置・管理されている航空障害灯及び昼間障害標識について、障害発生時（電球の断芯等）や施設点検における一時消灯・消去の際には、その旨を別添２の「航空障害灯／昼間障害標識の機能を損なった場合等の連絡先」に記載されています各空港事務所管制保安部航空灯火・電気技術官まで、ご連絡ください。	（３）　航空障害灯／昼間障害標識の管理に関する連絡・相談窓口 航空障害灯／昼間障害標識の管理等に関する連絡・相談は、別添１の「空港事務所一覧表」に記載されています各空港事務所までご連絡ください。なお、設置場所による管轄区域がありますのでご注意ください。 また、設置・管理されている航空障害灯及び昼間障害標識について、障害発生時（電球の断芯等）や施設点検における一時消灯・消去の際には、その旨を別添２の「航空障害灯／昼間障害標識の機能を損なった場合等の連絡先」に記載されています各空港事務所管制保安部航空灯火・電気技術官まで、ご連絡ください。	

改正案	現行	備考

別添　1

空　港　事　務　所　一　覧　表

名　　称	位　　置	代表電話	管　轄　区　域
東 京 航 空 局 管 内			
丘珠空港事務所	北海道札幌市	011-781-4161	北海道のうち札幌市、江別市、石狩市、北広島市及び石狩振興局管内
新千歳空港事務所	北海道千歳市	0123-23-4101	北海道（丘珠空港事務所の管轄する区域を除く。）
三沢空港事務所	青森県三沢市	0176-53-2461	青森県
仙台空港事務所	宮城県名取市	022-383-1211	岩手県　宮城県　秋田県　福島県
百里空港事務所	茨城県小美玉市	0299-54-0600	茨城県
成田空港事務所	千葉県成田市	0476-32-0909	千葉県
東京空港事務所	東京都大田区	03-5757-3000	栃木県　群馬県　埼玉県　東京都　神奈川県　山梨県　長野県　静岡県
新潟空港事務所	新潟県新潟市	025-273-4567	山形県　新潟県
大 阪 航 空 局 管 内			
小松空港事務所	石川県小松市	0761-24-0828	富山県　石川県　福井県
中部空港事務所	愛知県常滑市	0569-38-2155	岐阜県　愛知県　三重県
大阪空港事務所	大阪府豊中市	06-6843-1121	滋賀県　京都府　大阪府（八尾空港事務所及び関西空港事務所の管轄に属する区域を除く。）　兵庫県　岡山県　広島県　香川県
八尾空港事務所	大阪府八尾市	0729-92-0031	大阪府のうち八尾市、富田林市、河内長野市、松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、東大阪市、大阪狭山市及び南河内郡　奈良県
関西空港事務所	大阪府泉南郡田尻町	0724-55-1300	大阪府のうち堺市、岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、和泉市、高石市、泉南市、阪南市、泉北郡及び泉南郡　和歌山県
美保空港事務所	鳥取県境港市	0859-45-6111	鳥取県　島根県

別添　1

空　港　事　務　所　一　覧　表

名　　称	位　　置	代表電話	管　轄　区　域
東 京 航 空 局 管 内			
丘珠空港事務所	北海道札幌市	011-781-4161	北海道のうち札幌市、江別市、石狩市、北広島市及び石狩振興局管内
新千歳空港事務所	北海道千歳市	0123-23-4101	北海道（丘珠空港事務所の管轄する区域を除く。）
三沢空港事務所	青森県三沢市	0176-53-2461	青森県
仙台空港事務所	宮城県名取市	022-383-1211	岩手県　宮城県　秋田県　福島県
百里空港事務所	茨城県小美玉市	0299-54-0600	茨城県
成田空港事務所	千葉県成田市	0476-32-0909	千葉県
東京空港事務所	東京都大田区	03-5757-3000	栃木県　群馬県　埼玉県　東京都　神奈川県　山梨県　長野県　静岡県
新潟空港事務所	新潟県新潟市	025-273-4567	山形県　新潟県
大 阪 航 空 局 管 内			
小松空港事務所	石川県小松市	0761-24-0828	富山県　石川県　福井県
中部空港事務所	愛知県常滑市	0569-38-2155	岐阜県　愛知県　三重県
大阪空港事務所	大阪府豊中市	06-6843-1121	滋賀県　京都府　大阪府（八尾空港事務所及び関西空港事務所の管轄に属する区域を除く。）　兵庫県　岡山県　広島県　香川県
八尾空港事務所	大阪府八尾市	0729-92-0031	大阪府のうち八尾市、富田林市、河内長野市、松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、東大阪市、大阪狭山市及び南河内郡　奈良県
関西空港事務所	大阪府泉南郡田尻町	0724-55-1300	大阪府のうち堺市、岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、和泉市、高石市、泉南市、阪南市、泉北郡及び泉南郡　和歌山県
美保空港事務所	鳥取県境港市	0859-45-6111	鳥取県　島根県

改正案				現行				備考
岩国空港事務所	山口県岩国市	0827-24-8221	山口県（北九州空港事務所の管轄に属する区域を除く。）	岩国空港事務所	山口県岩国市	0827-24-8221	山口県（北九州空港事務所の管轄に属する区域を除く。）	
徳島空港事務所	徳島県板野郡松茂町	088-699-2980	徳島県	徳島空港事務所	徳島県板野郡松茂町	088-699-2980	徳島県	
松山空港事務所	愛媛県松山市	089-972-0319	愛媛県	松山空港事務所	愛媛県松山市	089-972-0319	愛媛県	
高知空港事務所	高知県南国市	088-863-2621	高知県	高知空港事務所	高知県南国市	088-863-2621	高知県	
名　　称	位　　置	代表電話	管　轄　区　域	名　　称	位　　置	代表電話	管　轄　区　域	
福岡空港事務所	福岡県福岡市	092-260-5947	福岡県（北九州空港事務所の管轄する区域を除く。）　佐賀県　長崎県のうち対馬市及び壱岐市、熊本県	福岡空港事務所	福岡県福岡市	092-260-5947	福岡県（北九州空港事務所の管轄する区域を除く。）　佐賀県　長崎県のうち対馬市及び壱岐市	管轄区域の変更
北九州空港事務所	福岡県北九州市	093-474-0204	山口県のうち下関市、宇部市、山陽小野田市、長門市、美祢市、福岡県のうち行橋市、豊前市、北九州市、京都郡及び築上郡	北九州空港事務所	福岡県北九州市	093-474-0204	山口県のうち下関市、宇部市、山陽小野田市、長門市、美祢市、福岡県のうち行橋市、豊前市、北九州市、京都郡及び築上郡	
長崎空港事務所	長崎県大村市	0957-53-6151	長崎県（福岡空港事務所の管轄に属する区域を除く。）	長崎空港事務所	長崎県大村市	0957-53-6151	長崎県（福岡空港事務所の管轄に属する区域を除く。）	
（削る）	（削る）	（削る）	（削る）	熊本空港事務所	熊本県上益城郡益城町	096-232-2853	熊本県	管轄区域の変更に伴う修正
大分空港事務所	大分県国東市	0978-67-3771	大分県	大分空港事務所	大分県国東市	0978-67-3771	大分県	
宮崎空港事務所	宮崎県宮崎市	0985-51-3223	宮崎県	宮崎空港事務所	宮崎県宮崎市	0985-51-3223	宮崎県	
鹿児島空港事務所	鹿児島県霧島市	0995-58-4440	鹿児島県	鹿児島空港事務所	鹿児島県霧島市	0995-58-4440	鹿児島県	
那覇空港事務所	沖縄県那覇市	098-857-1101	沖縄県	那覇空港事務所	沖縄県那覇市	098-857-1101	沖縄県	

改正案	現行	備考
別添　2 航空障害灯／昼間障害標識の機能を損なった場合等の連絡先 【北海道に設置されている皆様】 新千歳空港事務所管制保安部 航空灯火・電気技術官 TEL 0123-23-4168、FAX 0123-24-9850 【東北地方・関東地方・山梨県・長野県・新潟県・静岡県に設置されている皆様】 東京空港事務所管制保安部 航空灯火・電気技術官 TEL 03-5757-3009、FAX 03-5757-1543 【東海（静岡県を除く）地方・近畿地方・四国地方・中国（山口県の下記一部を除く）地方・富山県・福井県・石川県に設置されている皆様】 大阪空港事務所 管制保安部 航空灯火・電気技術官 TEL 06-6843-1382、FAX 06-6843-1061 【九州（沖縄県を除く）地方と山口県(下関市・宇部市・長門市・美祢市・山陽小野田市）に設置されている皆様】 福岡空港事務所 管制保安部 航空灯火・電気技術官 TEL 092-260-5947、FAX 092-260-5906 【沖縄県に設置されている皆様】 那覇空港事務所 管制保安部 航空灯火・電気技術官 TEL 098-859-5108、FAX 098-859-9116 第１０章　　付録 (略)	別添　2 航空障害灯／昼間障害標識の機能を損なった場合等の連絡先 【北海道に設置されている皆様】 新千歳空港事務所管制保安部 航空灯火・電気技術官 TEL 0123-23-4168、FAX 0123-24-9850 【東北地方・関東地方・山梨県・長野県・新潟県・静岡県に設置されている皆様】 東京空港事務所管制保安部 航空灯火・電気技術官 TEL 03-5757-3009、FAX 03-5757-1543 【北陸・東海（静岡県を除く）・近畿・四国・中国（山口県の下記一部を除く）地方に設置されている皆様】 大阪空港事務所 管制保安部 航空灯火・電気技術官 TEL 06-6843-1382、FAX 06-6843-1061 【九州地方と山口県(下関市・宇部市・長門市・美祢市・山陽小野田市）に設置されている皆様】 福岡空港事務所 管制保安部 航空灯火・電気技術官 TEL 092-621-3125、FAX （電話に同じ） 【沖縄県全域に設置されている皆様】 那覇空港事務所 管制保安部 航空灯火・電気技術官 TEL 098-859-5108、FAX 098-859-9116 第１０章　　付録 (略)	地域表記の見直し 地域表記の見直し 福岡空港事務所庁舎移転に伴う連絡先変更 地域表記の見直し